

2024. 4. 15

「本部 CT510 バーチャル設備の更新」 仕様書の交付について

「本部 CT510 バーチャル設備の更新」の仕様書は、誓約書のご提出と引き換えに交付します。

仕様書の交付をご希望の場合は、下記の連絡先にメールでご連絡をお願いします。

○受付期間

2024年4月15日～2024年6月14日

○メールアドレス

m07502-kokusai@li.nhk.or.jp

《記載事項の注意》

1. 住所・会社名および代表者名を記入し、社印および代表者印を押印のうえ、ご提出ください。
2. 代表者印は、NHKに既に届け出済の代表者印（または使用印鑑届による印鑑）とします。国外からの申請にあたっては署名をもって押印に代えることができます。
3. 取引先登録を行っていない場合は、代表者印の印鑑証明（コピー可）を添付してください。

誓約書

年 月 日

日本放送協会 経理局長 殿

所在地
会社名

代表者

印

当社は、貴協会の「本部 CT510 バーチャル設備の更新」に関する入札（以下、「当該手続き」という。）に参加するにあたり、下記のとおり誓約いたします。

記

（秘密保持）

1. 当社は、当該手続きに関する仕様書等の資料およびその他の方法により貴協会から提供される技術情報およびノウハウ等であって秘密である旨が表示、特定または指定されたもの（以下、「秘密情報」という。）を当社の秘密情報と同等の注意義務をもって管理し、あらかじめ書面により貴協会の承諾を得たものを除き、第三者に開示、漏洩いたしません。また、秘密情報を当該手続き以外の目的に利用いたしません。
2. ただし、貴協会が秘密保持の解除を書面により通知した情報、および、次の各号の一つに該当することを当社が証明できる情報については、前項の規定を適用いたしません。
 - (1) 当社に開示される時点で公知であった技術情報
 - (2) 当社に開示後に当社の責によらず公知となった技術情報
 - (3) 当社に開示される時点で既に当社が保有していた技術情報
 - (4) 当社が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した技術情報
 - (5) 貴協会の機密情報に依存することなく、他の研究開発活動において当社が独自に開発、取得した技術情報

（第三者の扱い）

1. 当該手続きにおいて、やむを得ず第三者に秘密情報を開示する必要がある場合は、あらかじめ書面により貴協会の承諾を得るものといたします。
2. 前項により、貴協会の承諾を得たのち第三者に秘密情報を開示するに際しては、当該第三者に対しても、本誓約書の義務を課します。また、秘密情報に関しては当社が当該第三者についての全責任を負います。

以上